

令和2年 2月26日

保護者 各位

北海道札幌聾学校長 須見 千 慶

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休校について【改訂版】

春寒の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本校の教育活動に対して御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでに報道されていますように、新型コロナウイルス感染症への対策のため、道内の特別支援学校におきまして、臨時休校の措置がとられました。

本校におきましても、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休校期間

令和2年（2020年）2月27日（木）から3月4日（水）までの7日間

2 休校中の留意点

- (1) 臨時休校期間中は、不要不急の外出を避け、自宅で休養をとるようにしてください。
- (2) 休校中は、朝夕の体温や風邪症状がないかを記録するなど体調管理に努めてください。
- (3) 万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、速やかに学校に連絡してください。（罹患の有無は、保護者からの申告で把握します。毎日の報告は不要です。）
- (4) 学校は3月5日（木）から再開いたします。登校前に体調不良の幼児児童生徒は登校を控えていただきます。
- (5) 令和2年（2020年）3月5日（木）を「感染症予防の日」とすることになりました。「感染症予防の日」は、児童生徒に感染症について正しい知識等を習得させるとともに、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見等について考えさせる機会といたします。

※ 裏面の「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について」を参照してください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

北海道札幌聾学校

新型コロナウイルス感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。

これにより学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ「学校において予防すべき感染症」となりました。

1 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」となります。

2 出席停止の期間

学校保健安全法指定規則第19条第1項の規定により出席停止期間は「治癒するまで」、登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを医療機関が確認します。

3 罹患した場合の学校への報告

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、速やかに学校に報告してください。

4 濃厚接触者となった可能性がある場合

濃厚接触者となった可能性がある場合は、感染者と接触した日から14日の自宅待機となる。（保健所から指定がある）毎日朝・夕に体温を測るなどの健康状況に注意を払い、37.5℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には医療機関受診前に保健所等の相談窓口にご相談してください。

※注：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、飛行機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他、手で触ること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で必要な感染予防なしで、「患者（確定例）」と接触があった者

5 欠席、欠勤について

発熱等の風邪症状がみられる幼児児童生徒は学校を休み自宅にて休養、教職員も同様の対応とします。